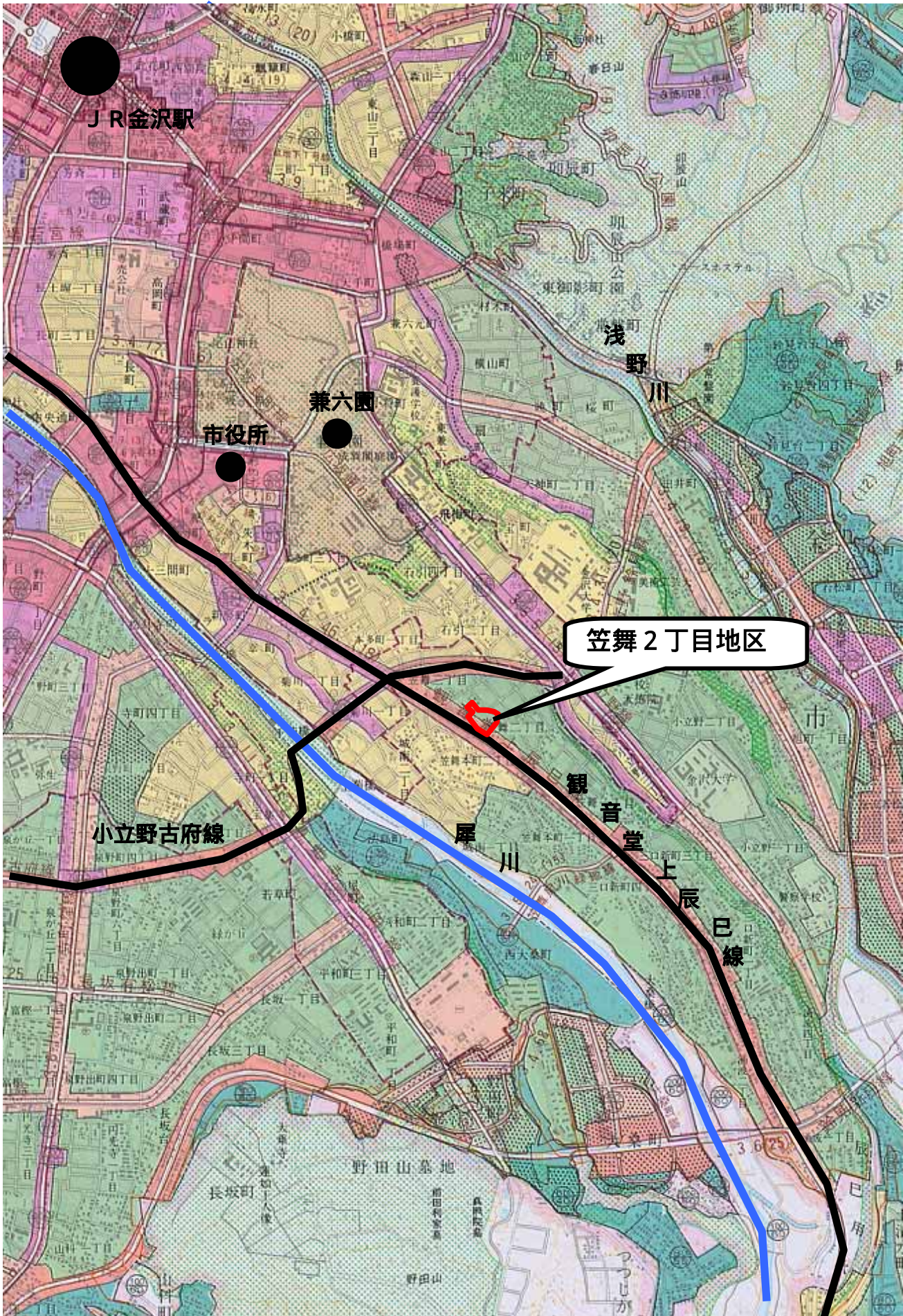


金沢都市計画地区計画の決定（金沢市決定）

都市計画笠舞 2 丁目地区地区計画を次のように決定する。

名称		笠舞 2 丁目地区 地区計画		
位置		金沢市笠舞 2 丁目の一部		
面積		約 1.1 h a		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、金沢市の中心部から東に約 1.5 k m に位置し、小立野台地の豊かな緑を背景に、低層戸建住宅を中心とした良好な住環境が形成されている。</p> <p>本計画は、この良好な住環境を維持・保全し、かつ周辺との調和のとれた、ゆとりと潤いのある住宅地としてのまちづくりを目標とするものである。</p>		
	土地利用の方針	沿道地区	戸建住宅地区	
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、潤いのある環境とゆとりある住空間の形成のため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。</p>		
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	<p>地区内道路については、災害時等の緊急車両が通行できるよう、幅員 4 m 以上の道路空間を確保し、積雪時には地区住民が一体となって除雪に努める。</p> <p>地区内に整備されている公園については、地区住民のふれあい、コミュニティ形成の場として、環境の維持・向上を図る。</p>		
地区の整備に関する事項	建築物等に關する	地区の名称	沿道地区	戸建住宅地区
		細区分 面積	約 0.3 h a	約 0.8 h a
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物等は建築してはならない	次に掲げる用途以外の建築物等は建築してはならない	
	建築物の敷地面積の最低限度	<p>ただし、基準時（地区計画の都市計画決定時）に、既に上記面積未満の敷地となっている場合は、敷地を分割しない限り建築物等を建築することができる。</p>		
	建築物等の高さの最高限度	20m	12m	

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	地区の細区分	沿道地区	戸建住宅地区
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物の外壁の色は、茶、グレー、白を基調とし、また屋根の色は黒、グレー、茶、濃緑、濃紺を基調とし、周辺の街並みに調和した落ち着いた色調とする。</p> <p>広告物は自己用とし、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、周辺の眺望・景観などと調和し、都市景観形成上支障のないもので、次に該当するものとする。</p> <p>(1) 屋根面及び屋上に設置しない。</p> <p>(2) 独立広告物は 高さを6m以下とする。</p>	
		垣又はさくの構造の制限	<p>敷地地盤の盛土は0.3m未満とする。</p> <p>道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) 道路中心線から水平距離 2m以内に設けないもの</p> <p>(2) 次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア. 生け垣、植栽又は高さが1.5m以下の透過性のフェンス</p> <p>イ. レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6m以下のもの</p> <p>ウ. 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5m以下のものに限る。）</p>	<p>広告物の全体表示面積は、10 m²以下とする。</p> <p>広告物の全体表示面積は、3 m²以下とする。</p>
理 由	<p>低層戸建て住宅を中心とした良好な住環境が形成されている本地区において、その環境を維持・保全し、かつ周辺との調和のとれた、ゆとりと潤いのあるまちづくりを推進・誘導していくため、地区計画を決定する。</p>			



笠舞2丁目地区 地区計画 計画図

